

議案第4号

加西市立地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市立地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立地区集会施設の設置及び管理に関する条例（平成 9 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

下里コミュニティセンター	加西市西笠原町 178 番地の 5
--------------	-------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（加西市青少年育成ログハウスの設置及び管理に関する条例の廃止）
- 2 加西市青少年育成ログハウスの設置及び管理に関する条例（平成 12 年加西市条例第 29 号）は、廃止する。

(審議資料)

加西市青少年育成ログハウスは、青少年の組織的教育活動を促進する施設として平成13年4月に設置されたが、当該施設における現在の利用状況を鑑み、市民の地域社会における相互の親睦と文化活動の増進に寄与するための地区集会施設に用途を変更するとともに、名称を下里コミュニティセンターに改めるため所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・追加する地区集会施設

名称	所在地
下里コミュニティセンター	加西市西笠原町178番地の5